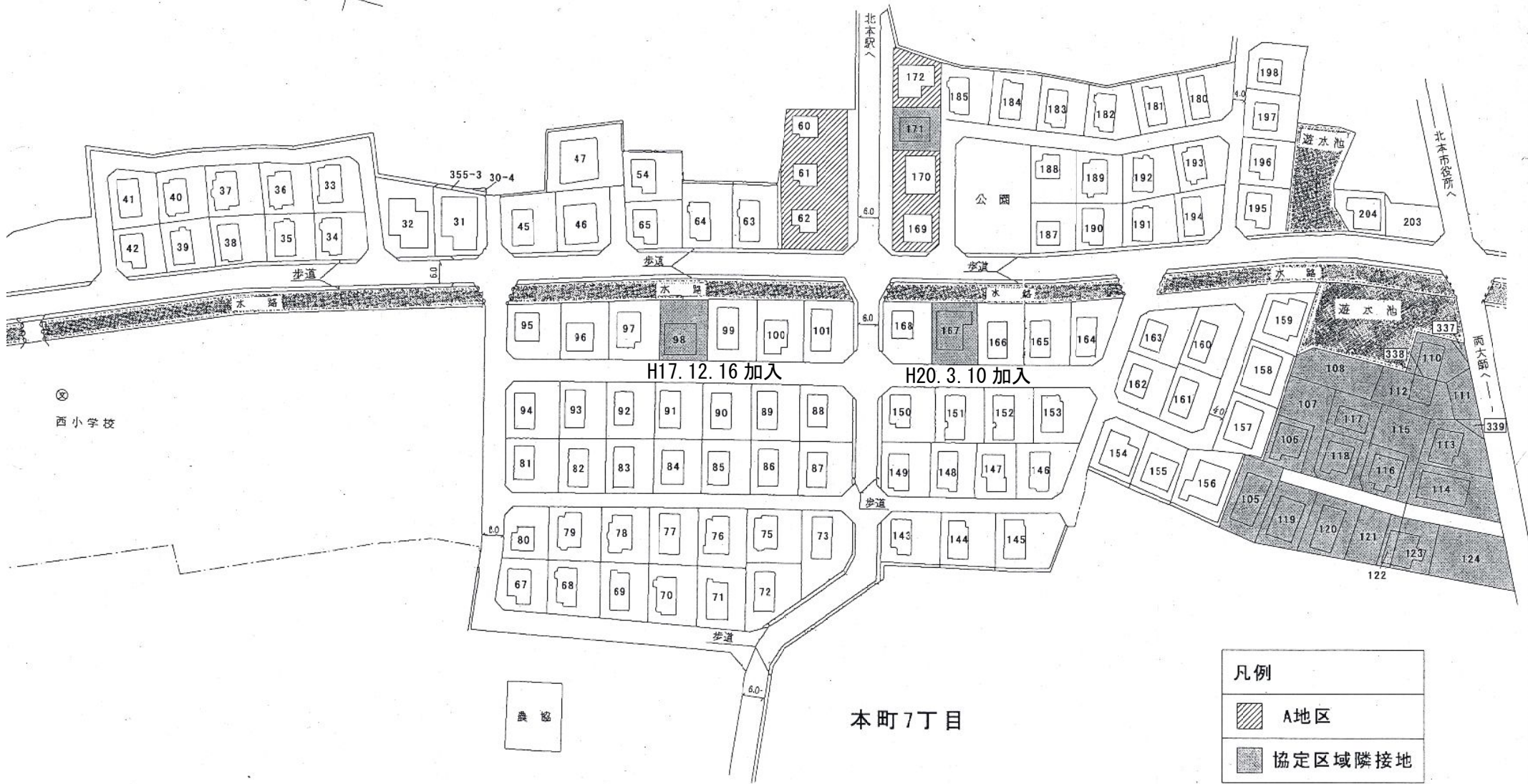
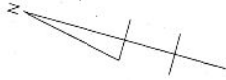




北本市本町7丁目・8丁目地区建築協定区画図及び地番図

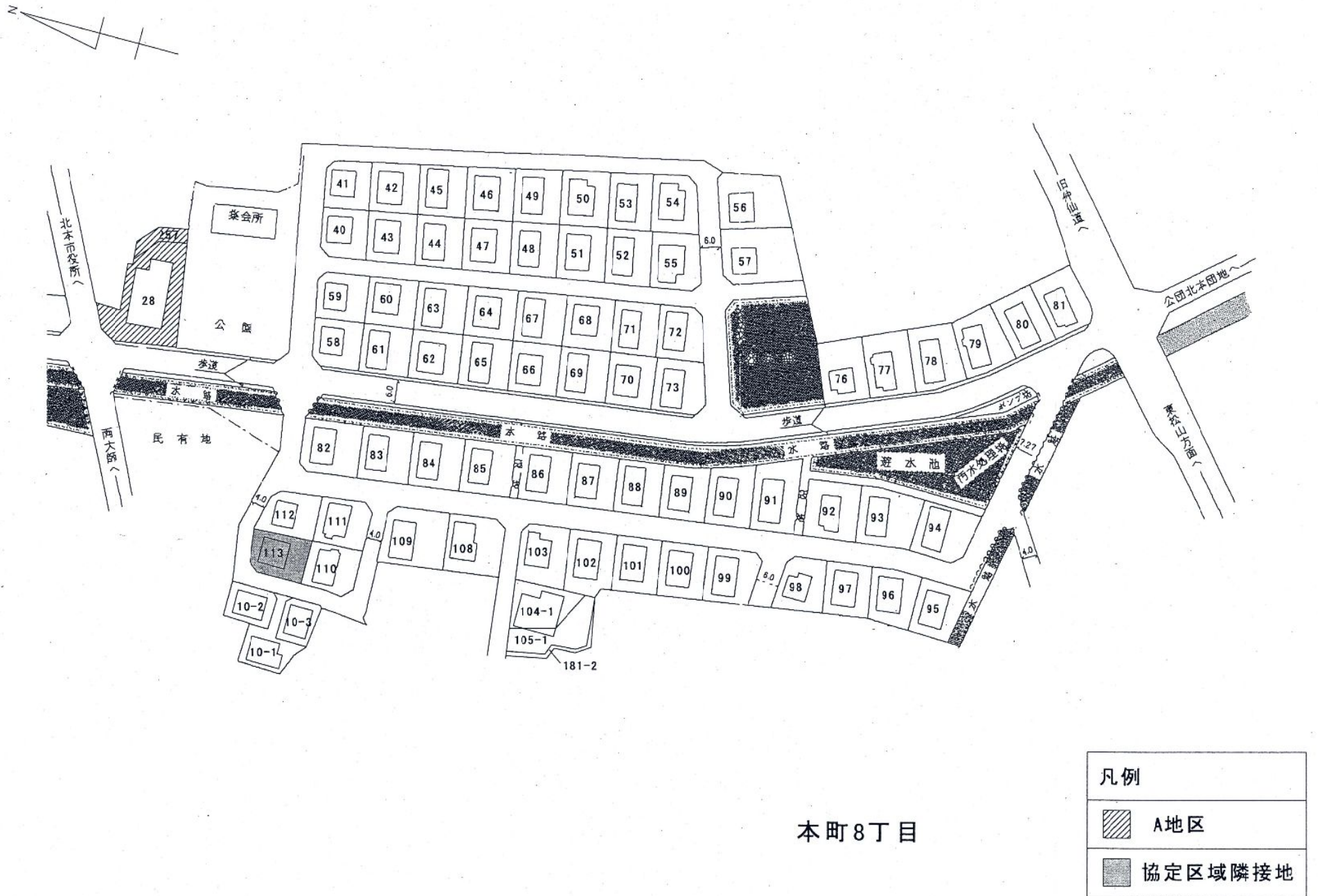


凡例	
	A地区
	協定区域隣接地

本町7丁目

農協

北本市本町7丁目・8丁目地区建築協定区域及び地形地物図



北本市本町7・8丁目地区建築協定書

(目的)

第1条 この協定は、北本市建築協定条例第2条に基づき、この協定の第4条に定める区域内における建築物の用途、位置、形態等を協定し、住宅地としての環境を高度に維持増進し、住み良い街づくりを目的とする。

(名称)

第2条 この協定は、北本市本町7・8丁目地区建築協定（以下「協定」という。）と称する。

(協定者)

第3条 協定は、第4条に定める区域内の土地の所有者並びに地上権、賃借権等建築物の所有を目的とする権利を有する者（以下「所有権者等」という。）全員の合意により締結する。（以下協定を締結した者を「協定者」という。）

(協定区域)

第4条 この協定の区域は、北本市本町7・8丁目地区における別紙図面で表示した区域とする。

(所有権者等の届出義務等)

第5条 所有権者等は、第7条を遵守するため建築物（付属建築物を含む）の用途、位置、形態等の変更をする場合、又は建築物（付属建築物を含む）の新築、増築、改築を行う場合は、事前に定められた方法により第13条に規定する協定運営委員会（以下「委員会」という。）に届出を行い、確認を得なければならない。

なお、届出を受けた委員会は2週間以内に届出者に対して結果を通知しなければならない。

2 所有権者等は、譲渡等により権利に変更が生じた場合には、委員会へ届出なければならない。

(立入調査)

第6条 所有権者等は、前条第1項の届出にかかる委員会の立入調査を拒むことはできない。

(建築物の基準)

第7条 第4条に定める区域内の建築物の用途、位置、形態等は、次の各号によらなければならない。

(1) 建築物の用途は、専用住宅若しくは診療所であること。ただし、延面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ次に掲げるイからニまでのいずれかの用途を兼ねるもので建築基準法施行令第130条の3の規定に適合するものは、この限りでない。

イ 事務所

ロ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店

ハ サービス業を営む店舗

ニ 学習塾、華道教室その他これらに類する施設

(2) 階数は地階を除き2階以下とする。

(3) 地盤面（認可時）からの最高の高さは9 m以下、軒の高さは7 m以下とする。

(4) A 地区（別紙図面に表示した区域）以外の区域にあっては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、1階にあっては1 m以上、2階にあっては1.8 m以上とするが、隣地が道路（幅員4 m以上）、公園、水路、遊水池等である場合は建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は1・2階とも1 m以上とし、隣地が協定区域外（以下この号において「協定外隣地」という。）である場合は、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、協定外隣地線までの距離を1・2階とも0.5 m以上とすることができる。ただし、次に掲げる建築物又は建築物の部分にあっては、この限りでない。

イ 三面開放の自家用車庫

ロ 物置で床面積が3.3 m²以内のもの

ハ 簡易組立式（プレハブ）勉強部屋で床面積が10 m²以内で高さが3 m以下のもの

ニ 出窓で長さの合計が3 m（2つ以上の出窓がある場合は、その長さの合計）以下で、かつ突出が45 cm以下のもの

(5) 当該敷地境界塀については、その高さを1.8 m以下とし通風性を考慮する。

（協定の効力）

第8条 この協定は、知事の認可の公告があった日以後において協定区域内の所有権者等となった者に対しても効力を有する。

（協定の変更・廃止）

第9条 この協定の協定区域、建築物の基準、有効期間及び第11条に規定する違反者の措置を変更しようとするときは、協定者全員の合意によらなければならない。

2 この協定を廃止しようとする場合は、協定者の過半数の合意によらなければならない。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、知事の認可の公告があった日から10年とし、その期間が終了する前に所有権者等が協定の廃止について文書をもって申し出ないときは、10年延長するものとする。以降、同様に申し出

がない場合は、有効期間を10年ずつ延長するものとする。

(違反者の措置)

第11条 第7条の規定に違反した者があった場合、委員会は当該所有者等に対して、工事施工の停止を請求し、かつ、文書をもって相当の猶予期間内に当該行為を是正するための必要な措置を請求するものとする。

2 前項の請求があった場合、当該所有者等は、これに従わなければならない。

(出訴)

第12条 前条第1項による請求があった場合で、当該所有者等がその請求に従わないときは、委員会は、その強制執行又は当該所有者等の費用をもって第三者にこれを為さしめることを、裁判所に請求するものとする。

(協定運営委員会)

第13条 協定の運営に関する事項を処理するため、委員会を設置する。

2 委員会は、委員若干名をもって組織する。

3 委員は、協定者の互選により選出する。

4 委員の任期は1年とする。ただし、第14条に規定する役員に選任された委員の任期は2年とする。なお、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

5 委員は再任されることができる。

(役員)

第14条 委員会に次の役員を置く。

委員長 1名

副委員長 2名

書記 1名

会計 1名

2 委員長は、委員の互選により選出する。委員長は委員会を代表しその業務を総理する。

3 副委員長、書記及び会計は委員の中から委員長が委嘱する。

4 副委員長は委員長に事故があるときこれを代理する。

5 書記は、委員会の書記に関する業務を処理する。

6 会計は、委員会の経理に関する業務を処理する。

(補則)

第15条 この協定に規定するもののほか、委員会の運営、組織、議事、並びに委員に関して必要な事項は別に定める。

附 則

(効力の発生)

1 この協定は、知事の認可のあった日から効力を発する。

(適用除外)

2 この協定の認可公告のあった日に現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替えの工事中の建築物（以下「既存建築物」という。）については、この協定の規定は適用しない。ただし、この協定の認可公告のあった日以後に、当該既存建築物を増築、改築又は移転する場合は、当該増築、改築又は移転する部分については、この協定の規定を適用する。

（知事への提出）

3 この協定書は3部作成し、2部を知事に提出し、1部を委員長が保管し、その写しを協定者に配布する。

北本市本町7・8丁目地区建築協定運営委員会細則

(総則)

第1条 北本市本町7・8丁目地区建築協定(以下「協定」という。)

第15条に基づき運営上必要な事項につき、この細則を定める。

(届出書の様式等)

第2条 協定第5条第1項の届出書は、別記様式第1号に配置図、平面図、立面図を添えたものとする。

2 協定第5条第2項の届出書は、別記様式第2号による。

(招集)

第3条 総会の招集は、委員長がこれを行う。

2 総会を招集するには、開催日より少なくとも5日前に総会の目的たる事項を示して協定第3条に規定する所有権者等(以下「所有権者等」という。)全員に通知しなくてはならない。ただし、特別の事情により総会の招集が緊急を要すると委員長が認める場合は、この期間を短縮することができる。

(所有権者等の総会の招集権)

第4条 第3条第1項に定めるほか、所有権者等の4分の1以上の者が、総会の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を委員長に提出して総会の招集を請求したときは、委員長は、2週間以内に総会を招集しなければならない。

(総会)

第5条 総会は年1回招集する通常総会とする。ただし、必要ある場合は臨時に総会を開くことができる。

(議決承認を要する事項)

第6条 次の各号は総会の議決又は承認によらなければならない。この場合、所有権者等の2分の1以上(委任状を含む)の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって決定し、可否同数の時は、議長がこれを決定する。

(1) 役員を選任・解任及び職務範囲に関すること。

(2) 協定運営委員会の決定事項の変更に関すること。

(3) 運営報告及び収支報告に関すること。

(4) 細則の変更及び廃止に関すること。

(総会の議決権)

第7条 所有権者等(土地の共有者又は共同借地権者は合わせて1の所有者又は借地権者とみなす。)は、1人につき1つの議決権を有する。

(議長)

第8条 総会の議長は、総会において選出する。

(協定運営委員会)

第9条 協定運営委員会は、協定業務を執行するほか、所有権者等の共同利益となる事項を決定し処理する。

2 協定運営委員会は、必要の都度委員長が招集し開催する。

3 協定運営委員会は、土地の所有権者等の傍聴を妨げることはできない。ただし、委員長は秩序保持のため傍聴人の退場を命ずることができる。

(協定運営委員会の議決)

第10条 協定運営委員会の議決は、次の各号によらなければならない。

(1) 協定第12条の議決は、委員長を含めて5分の4以上(委任状を含む。)の委員が出席し、出席委員の3分の2以上をもって決定する。

(2) 前号以外の協定運営委員会の議決は委員長を含めて2分の1以上(委任状を含む。)の委員が出席し、出席委員の過半数をもって決定する。なお、可否同数のときは、委員長がこれを決定する。

(議事録の作成及び保管)

第11条 総会及び協定運営委員会の議事については議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議事の経過及びその結果を記載し、議長及び委員長がこれに署名捺印しなければならない。

3 委員長は、議事録を保管し、利害関係人の請求があったときは、これを閲覧させなければならない。

(経費)

第12条 協定運営委員会にかかる諸経費は、協定者全員の負担とする。

(雑則)

第13条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、総会の議決をもって決定する。

附 則

この細則は、協定認可日より適用する。

建 築 協 定 確 認 届

本町 7・8 丁目地区建築協定運営委員会 御中

下記の記載事項について、貴運営委員会の協定確認を受けるため、北本市本町 7・8 丁目地区建築協定第 5 条第 1 項の規定に基づき設計図（配置図・平面図・立面図）を添えてお届けします。

届 出 者	住所
	氏名 ㊟

（該当箇所に○印）

建築協定確認事項	外壁の後退距離	高さ	用途
母屋 (新築・増築・改築)	隣地から	m	階数 階
	道路から	m	最高高 m
	水路から	m	軒高 m
付属建築物等の設置 (有・無)	隣地から	m	階数 階
	道路から	m	最高高 m
	水路から	m	軒高 m
境界 塀		高さ	m
工事施工業者名		工事予定期間	
TEL		自 年 月 日 至 年 月 日	
この建築協定届出に記載の内容は、建築協定に適合することを確認しましたので通知します。			
確認番号第 号 年 月 日			
北本市本町 7・8 丁目地区建築協定運営委員会			

- * 外壁の後退距離は、外壁又はこれに変わる柱からの、最短の距離をそれぞれ記入してください。
- * 3 部提出してください。

年 月 日

所有権者等の変更届

北本市本町7・8丁目地区建築協定第5条第2項の規定に基づき下記のとおりお届けします。

届出者	住所
	氏名 印

	旧名義人	新名義人	住所
土地所有権等の変更 (1) 土地の所有権 (2) 地上権 (3) 建物所有権 (4) 賃借権 該当事項に○印			

上記届出のとおり受理したので通知します。

年 月 日

北本市本町7・8丁目地区建築協定運営委員会

* 2部提出してください。